



令和6年9月27日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

入札監視委員会の審議概要について

記者発表資料

沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会(令和6年度第1回)が、
令和6年6月25日(火)に沖縄総合事務局において開催されました。
審議内容は別紙のとおりです。

令和6年9月27日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 森 明彦

契約管理係長 宮良 長幸

代表 098-866-0031 (内線 2356・2541)

直通 098-866-1981

沖縄総合事務局開発建設部 入札監視委員会(令和6年度第1回) 審議概要

開催日及び場所		令和6年6月25日(火) 沖縄総合事務局 2階 共用会議室DE	
委員		委員長 中村 真也 (琉球大学農学部教授) 委員 井上 むつき (税理士) 委員 田村 ゆかり (弁護士)	
		(委員は50音順:敬称略)	
審議対象期間		令和5年10月1日～令和6年3月31日	
抽出案件件数		総件数 7 件	(備考)
工事	一般競争 (政府調達)	1 件	○ 抽出案件についての審議に統いて、入札・契約に関する状況等、対象期間における発注案件、指名停止措置の運用状況、再度入札における工事別一位不動状況及び一者入札推移について定例報告を行った。
	一般競争	3 件	
	公募型指名競争	0 件	
	工事希望型競争	0 件	
	通常指名競争	0 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルタント業務等		2 件	
役務の提供等及び物品の製造等		1 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

意見・質問	回答
抽出事案	
1 工事	
◆ 令和5年度北丘高架橋上部工(UDP3～UDP10)工事	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 低入札者2社について、調査基準価格との差はあまりないが、どのようなことが要因で低入札となったと考えられるか。 ○ 「書類不備」で競争参加資格無しとなった申請者がいるが、どのような過程で資格無しと決定するのか。 ○ 落札した業者の技術提案の評価点が、他社と比較すると突出して高いが、その理由を説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場管理費や一般管理費で調整した結果、低入札になったと想定される。 ・ 内部の会議や、総合評価審査委員会(外部委員含む)等で決定する。 ・ 優れた工夫が品質管理において3提案、安全対策について2提案あったため、他社と比較して評価点が高くなっている。
◆ 令和5年度那覇空港エプロン周辺施設外1件工事	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 競争参加資格確認申請書の申請が1社であるが、入札説明書等の資料をダウンロードした企業が複数社いるにもかかわらず、申請者が1者となっている要因を説明願いたい。 ○ 総合評価得点結果における技術者の能力について、「より同種性」の工事の施工経験はないが、3.8点加点されている理由を説明願いたい。 ○ 企業の施工実績とは別に同種工事の経験がない技術者が配置されても特に問題はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書等をダウンロードした企業は24社あり、うち3社についてヒアリングを行った。その結果、社内で施工体制を確認したところ、技術者を配置することができなかつたため、申請を行わなかつたと回答をいただいた。 ・ 監理技術者の施工経験として、「より同種性」と満点の5点が加点されるが、今回は「より同種性」ではなくて「同種性」として評価しているため、3.8点の加点となる。 ・ 競争参加資格の要件として、技術者についても施工実績を要求しているため、施工実績がなければ申請することができない。
◆ 令和5年度赤土流出対策工事	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 競争参加資格一覧表で、バーが引かれているのは、これは間わないということで読んでよいのか。 赤土等流出防止対策の施工実績において、空港ならば、近くに赤土がないから防止対策は不要ではないかと思うが、空港ならではの流出に対しての対策があるのではないかと思う。それがバーになって間わないというのはどういう理由なのか説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こちらについては、赤土流出対策に特化した施工ではない。もちろん一般的な対策は行うが、それに特化した実績については間わないということにしている。 赤土以外もあるが、工事する際は環境基準を確保しながら行っており、今回それに特化した条件にするということではないため、バーとなっている。
◆ 令和5年度北部国道管内橋梁補修工事	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請可能な業者数は県内にも多いと思慮するが、競争参加資格確認申請書の申請が3社となった要因はあるのか。 ○ 企業の能力等において「難工事」について、実績の有無を慣例的に過去1年間としていると思うが、1年間とする理由はあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁補修工事については、工事規模が小さく、また、補修箇所が細かく点在している場合が多く、専門業者でないと施工ができない工事内容となっていることから、元請自体にあまり魅力を感じてもらえないのではないかと推察している。 ・ ガイドラインで定めているとおりの考え方でやっているところであるが、手間が多い工事や難しい工事は、このような加点をすることで参加しやすくなり、過去1年間の実績を求めてることで、加点を得られやすく、連続して申請できる効果を狙つたのではないかと推察される。
◆ 令和5年度平良港(本港)地区防波堤(下崎西)(改良)消波ブロック工事	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般競争参加資格の確認において、入札書の提出がなかったのは、二封筒型だということを理解していないかったのではないかと思うが、二封筒型というのは特殊な発注方法なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二封筒型は、全国的な運用として、港湾土木で施工能力評価I型、II型で、予定価格が3億円未満については原則適用するということになっている。 工事発注するにあたり、地元の企業向けに説明会等を行っているところだが、残念ながら十分な理解が得られていないのではないかと推察している。引き続き説明会等で周知を図っていきたい。

意見・質問	回答
<p>2 建設コンサルタント業務等</p> <p>◆ 令和5年度ダム統管管内受変電設備外劣化診断業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札説明書等をダウンロードした企業は13社ということだが、参加表明書を申請しなかった理由を説明願いたい。 ○ テクリスの検索結果で、同種業務実績者数が9社、類似業務の実績者が34社とのことだが、技術的に難しい内容なのか。発注価格2,000万円規模で1者応札というのは、一般的ではないと思うが、理由を説明願いたい。 <p>◆ 令和5年度城前町地区外電線共同溝事業支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的に同種の工事実績があるということで、沖縄県でも恐らく徐々に実施していくような工事だと思慮するが、ヒアリングの結果において、技術者が配置できないという事情があると、今後、同種工事の入札を行う場合、技術者の確保が難しいのではないか。県内の企業が入札に参加しやすいような工夫や対策はあるのか。 ○ PFI事業において、整備の段階で民間の資金を活用しながら実施し、整備費として国道側の部分は費用を負担しているということ。 ○ 毎年、2,397万円の費用を支払いするということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札説明書等をダウンロードした3社に確認したところ、参加要件については問題がなかったが実施体制が確保できなかつたこと、また、全国的に類似の診断業務が多く、技術者が少なく体制を確保できなかつたとの回答をいただいた。 ・ 高圧の電気を受電しながらの計測など、安全管理に気をつけながら行う部分を配慮する必要があり、同種・類似の設定にあたり、この劣化診断業務をやった実績を求めたところだが、結果として1社であつた。 ・ 今後、県内の企業も含め参加しやすくなる対策を検討して参りたい。 ・ 基本的には、民間事業者の持っているノウハウを利用して、設計や工事及び管理を民間事業者に実施してもらうものである。今回の電線共同溝のPFI事業においては、民間の市中銀行から資金調達をし整備を実施してもらい、国は8年目から整備費用と維持管理費用を30年間にわたりて定額で分割して民間事業者に支払うやり方となる。 ・ この費用は、PFI事業の受注者を適切に選定するための業務委託費用であり、当面はPFI事業の発注毎に必要となる。
<p>3 役務の提供等及び物品の製造等</p> <p>◆ 令和5年度石垣港波浪情報処理装置等取替業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競争参加資格の要件は、厳しいように見受けられないが、1者しか参加申請がなかった理由を説明願いたい。 ○ 工期を年度末までとした理由は何か。 ○ 発注規模が1,000万円弱ということで安価に感じたが、予定価格は適正に算出されたものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工期末が年度末の繁忙期となるため、「技術者の確保が困難」ということ、また、各種機器を同時に購入する必要があり、「一部の機器については取扱いがなく、まとめて調達することが困難」ということから、参加を見送ったとの回答をいただいた。 ・ 製作期間の確保や実際に設置して動作確認を行う必要があることから、幾つかの業者に聞き取りを行い、必要な工期を設定した。 10月から発注となると、6か月間(年度末まで)の工期が必要であった。少し早めればもっと広く応募があったのではと思う。 ・ 価格については、別業務で実施した特別調査における波浪観測装置の単価に基づいて積算を行っている。また、その調査結果は入札参加者に開示した上で入札していただいている。 以上のことから、市場価格を踏まえた適正な予定価格になっていると考える。
<p>定例報告</p> <p>1 入札・契約に関する状況等</p> <p>2 対象期間における発注案件について</p> <p>3 指名停止措置の運用状況</p> <p>4 再度入札における工事別一位不動状況</p> <p>5 一者入札推移</p>	